

カーボンニュートラル型の防災連携協定書

トヨタモビリティパーツ株式会社 茨城支社
水 戸 市

カーボンニュートラル型の防災連携協定書

水戸市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティパーツ株式会社 茨城支社（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の水素ステーション等を活用した応急活動の協力並びに緊急の退避場所及び救援物資の保管場所としての施設使用について、また、平常時における防災知識及びカーボンニュートラル社会の実現に向けた取組に関する普及啓発活動の推進について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、水戸市内で災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、甲乙が協力して応急活動を迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めるとともに、甲が、乙の所有する施設の一部を緊急の退避場所及び救援物資の保管場所として使用することにより、住民等の安全確保を図ることを目的とする。

また、甲乙は、平常時から連携し、水戸市内の住民等に対し防災知識、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組に関する普及啓発活動を推進し、環境に配慮した持続可能な、安全で安心な市民生活の実現を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において緊急の必要があるときは、要請書（様式）により、乙に対し、応急活動の協力及び施設の使用を要請することができる。ただし、緊急の場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請書を乙に提出しなければならない。

3 第1項の規定により甲が乙に要請する応急活動は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 水素を活用した市民への電力供給に関すること。
- (2) 市内の被災状況や災害ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供に関すること。
- (3) 水戸市災害ボランティアセンターの運営に関する人的支援に関すること。
- (4) 車両の貸し出しに関すること。
- (5) 甲が管理する救援物資の市内への供給に関すること。
- (6) 自家発電等による市民への電力の供給に関すること。
- (7) 電動車両等による市民への電力の供給に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

4 第1項の規定により甲が乙に要請する施設の使用は、次の各号に定めるとおりとする。

なお、要請は、原則、甲の所有する施設において、対応が困難な場合とする。

- (1) 避難者を一時的に受け入れる退避場所
- (2) 救援物資の保管場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

(組織, 体制)

第3条 乙は, 前条の規定により協力の要請を受けたときは, 速やかに甲の応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定により活動する乙の職員は, 甲の指示により応急活動に従事するものとする。

(優先使用)

第4条 乙は, 第2条第4項の規定により使用の申入れを受けたときは, 施設を他の使用に優先して使用させるものとする。

2 前項の規定については, 乙の業務に支障の無い範囲での使用とし, その範囲は甲乙協議の上, 決定するものとする。

(応急活動の報告)

第5条 乙は, 応急活動を実施したときは, 次の各号に掲げる事項を口頭, 電話等により甲に報告し, 後日, 速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 従事者人数
- (2) 従事した時間
- (3) 業務等の内容 (使用機材, 作業内容等)
- (4) 前各号に掲げるもののほか, 必要な事項

(原状回復)

第6条 甲は, 第2条第1項の規定により施設を使用した場合は, 使用期間が終了したとき, 自己の費用をもって直ちに原状に復さなければならない。

(費用の負担)

第7条 乙が応急活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる経費は, 甲が負担するものとする。

- (1) 応急活動に要した資機材等の経費
 - (2) 前号に掲げるもののほか, 人件費を除く応急活動に要した経費
- 2 前項の経費の算定については, 甲乙協議により決定するものとする。
- 3 施設の使用料は無償とし, 第2条第4項各号の運営に係る経費は甲の負担とする。

(災害補償)

第8条 乙が行った応急活動及び施設の使用に伴う活動においてその従事者が死亡し, 負傷し, 若しくは疾病にかかり, 又は障害の状態となった場合における災害補償については, 労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) の定めるところによる。

- 2 前項に定めるほか, 死亡し, 負傷し, 若しくは疾病にかかり, 又は障害の状態となった従事者が, 労働者災害補償保険法の適用を受けることができない場合における災害補償については, 市町村消防団等公務災害補償条例 (昭和50年組合条例第25号) の定めるところによる。
- 3 前2項の規定によらない場合における補償については, ボランティア活動保険により対応するものとする。

(防災対策の推進)

第9条 乙は、平常時から甲との連携により、次の各号に掲げる事項について、防災対策の推進を図り、市内の企業等の模範となるよう努めるものとする。

また、乙は、災害発生時、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間乙の所有する施設に留めるよう努めるものとする。

- (1) 備蓄の確保
- (2) 施設の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止及びガラスの飛散防止
- (3) 帰宅困難者対策
- (4) 地域の自主防災組織等との連携
- (5) B C P（事業継続計画）等の作成

(防災知識及びカーボンニュートラル社会の実現に向けた取組に関する普及啓発活動)

第10条 乙は、自らの事業活動を通じて、防災知識及びカーボンニュートラル社会の実現に向けた取組に関する次に掲げる活動事項の推進に努めるものとする。

- (1) 甲の情報提供を基に、水戸市内の住民等に対し情報を発信すること
- (2) 甲が行う広報、啓発活動等に協力すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(防災訓練等への参加)

第11条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練、環境イベント等に、可能な範囲で参加するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、令和5年7月20日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定の解除の意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後もまた、同様とする。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年7月20日

水戸市中央1丁目4番1号
甲 水戸市
水戸市長 高橋 靖

茨城県東茨城郡茨城町小幡702-1
乙 トヨタモビリティパーツ株式会社 茨城支社
支社長 久松 博之

(様式)

年 月 日

様

水戸市長

災害支援活動要請書

災害発生による支援活動を下記のとおり要請します。

[災害発生日時]
[災害の状況]
[支援活動を要請する理由]
[災害発生場所及び支援活動要請場所]
[支援活動要請人員, 資機材等]
[支援活動要請内容]
[備考]

《連絡担当課・氏名・電話・FAX》